

給与の種類	支給条件		支給日	備考	
	支給対象者	支給率又は支給額			
5 特 殊 勤 務 手 当	ボイラ 取り扱い 作業手当	ボイラ技士である職員が、ボイラ（小型ボイラを除く）の取り扱いの作業に従事したとき。	1日について 180円	翌月の給料 支給日	同上
	多学年学級 担当手当	小学校又は中学校の2以上の学年で編成する学級の担任をする教育職員（管理職手当又は給料の調整額を支給される職員を除く） 小学校の3以上の学級及び中学校の単級 、2箇学年の単級	授業又は指導に従事した日1日について 260円 210円	同上	49.4.1から
	特員特殊 業務手当	教職調整額を支給される教員が、次のような業務に従事し、心身に著しい負担を与える場合に支給される。 (1) 災害時等の緊急業務 ア 児童・生徒の保護、防災、復旧業務 イ 児童生徒の救急、補導業務 (2) 修学旅行等の生徒引率による指導業務 (3) 対外運動競技等の生徒引率による指導業務	日額 1,700円 日額 1,200円 日額 1,400円 日額 1,200円	同上	50.11.1 から
	へき地公署 (へき地学校) 長期勤務手 当	職員が次の公署（学校）に次の期間を超えて勤務したとき。 特地公署級別（へき地学校） 期間 2 級（1 級） 4 年 3 級（2 級） 3 年 4 級（3 級） 3 年 5、6 級（4、5 級） 2 年	月額 2 級（1 級） 2,400円 3 級（2 級） 3,600円 4 級（3 級） 4,800円 5、6 級（4、5 級） 6,000円	同上	50.11.1 から
	特殊教育諸 学校勤務手 当	盲学校、聾学校又は養護学校に勤務する職員（給料の調整額、給料の特別調整額の支給を受ける者を除く。）が当該職務に従事したときに支給される。	月額 4,000円	同上	50.11.1 から
	栄養管理業 務手当	栄養士である職員が調理室内において栄養管理業務に従事したときに支給する。	日額 180円	同上	同上
	調理給食等 作業手当	主任調理員、主任給食員、調理員又は給食員が調理、給食等の業務に従事したとき。	月額 4,000円	同上	同上
6 特 地 勤 務 手 当 等	山間地その他交通の著しく困難な地に所在する公署として人事委員会規則で指定するものに勤務する職員。	6 級（給料＋扶養手当）×25% 5 級 同 上 ×20% 4 級 同 上 ×16% 3 級 同 上 ×12% 2 級 同 上 ×8% 1 級 同 上 ×4%	給料の支給日		
	特地公署又は準特地公署への異動に伴って住居を移転した職員には、特地勤務手当に準ずる手当が支給される。（6年間）	（給料＋扶養手当）×4% 〔異動の日から起算して5年に達した後は2%〕			45.5.1から
7 へ き 地 手 当 等	交通条件及び自然的・経済的・文化的諸条件に恵まれない山間地その他の地域に所在する小学校又は中学校として人事委員会規則で指定するものに勤務する職員。	5 級（給料＋扶養手当）×25% 4 級 同 上 ×20% 3 級 同 上 ×16% 2 級 同 上 ×12% 1 級 同 上 ×8% 準1 級 同 上 ×4%	同上		
	へき地等学校への異動に伴って住居を移転した職員には、へき地手当に準ずる手当が支給される。（6年間）	（給料＋扶養手当）×4% 〔異動の日から起算して5年に達した後は2%〕			45.5.1から
8 超 過 勤 務 手 当 休 日 給	正規の勤務時間外に勤務を命ぜられた職員 ○午後10時から午前5時の勤務 ○上記以外の時間の勤務 ○休日の勤務	1時間の額 $= \frac{(\text{給料}) \times 12 \times 1.5}{52 \times 44}$ 1時間の額 $= \frac{(\text{給料}) \times 12 \times 1.25}{52 \times 44}$	翌月の給料 支給日		